

規程第36号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会車いす送迎車貸出事業運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車いす送迎車（以下「送迎車」という。）を貸し出しすることにより、車いすの利用者及び特に移動が困難な者に対し外出の利便を図り、併せて社会参加の促進を図ることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 送迎車の利用対象者は、市内に住所を有する次の者とする。

- （1）車いす利用者
- （2）身体障害者（児）
- （3）歩行困難な高齢者
- （4）その他会長が特に必要と認めた者

（運転者及び介助者の手配）

第3条 運転者及び介助者については、原則として利用者が手配するものとする。

（乗車定員）

第4条 送迎車の定員は4名とする。ただし、車いす利用者が同乗したときは、3名とする。

（利用の範囲）

第5条 送迎車は、次の各号に定める場合に利用することができる。

- （1）病院への通院に用いるとき
- （2）公共の機関又は施設等への送迎に用いるとき
- （3）市又は福祉団体等が主催する事業への参加に用いるとき
- （4）スポーツ、レクリエーション等、心身の健康の増進を目的とするとき
- （5）前各号に定めるもののほか、社会生活上必要と会長が認めたとき

（利用及び利用時間）

第6条 送迎車の利用は1日を単位とし、原則として月4日以内とする。

2 送迎車の利用時間は、原則として、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（利用の手続き）

第7条 送迎車の利用申請は、利用日の2ヶ月前から受け付けることとし、送迎車利用申請（許可）書（様式第1号）に必要事項を記入し、運転者の運転免許証の写しを添付のうえ、原則として5日前までに会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、送迎車利用申請（許可）書及び送迎車利用心得を発行するものとする。

3 利用後は、事務局に異常の有無等を報告するとともに、事務局職員の点検に必ず立ち会うものとする。

（利用料及び利用責任者の負担）

第8条 送迎車の利用料は無料とする。ただし、次の各号に該当する場合は、利用責任者が負担する。

（1）送迎車利用中における交通事故等にかかる賠償金、見舞金及び車両の修理代等（ただし、本会が加入した自動車保険の範囲内を除く）

（2）使用した燃料は、走行1km当たり20円を燃料相当分として利用者側が支払うものとする。

（3）その他送迎車運行に要するすべての経費

（利用の取り消し）

第9条 送迎車の利用について、次の各号に該当する場合は、それを取り消すものとする。

（1）車両の事故及び保守点検等により、利用不可能となったとき

（2）その他会長が、利用不相当と判断したとき

（事故の処理）

第10条 送迎車の利用期間中に事故が発生した場合は、速やかに本会への報告及び警察への届けをしなければならない。

（その他）

第11条 申請書に虚偽の記載や不正の手段により利用の決定があった場合には、今後の利用を認めない場合も有り得る。

2 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から一部改正する。

様式第1号（第7条関係）

事務局長	事務局次長	支所長	係

送迎車利用申請（許可）書

申込日 令和 年 月 日

社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会長 様

(申請者)
住 所
氏 名 印
電 話 ()
(利用者との続柄)

送迎車を利用したいので、次のとおり申請します。
ご承認のうえは、送迎車利用心得を厳守し、利用に関する一切の責任を負います。

利用日時	令和 年 月 日 (曜日) 時 分から 令和 年 月 日 (曜日) 時 分まで
利用者	住 所 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 電 話 _____
利用目的	
利用者の状態	
運転者	住 所 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 電 話 _____ 利用者との続柄 _____

※ 添付書類：運転者の運転免許証の写し

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会長 印